

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月13日
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASH CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 勉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号（新川崎三井ビルディング）
【縦覧に供する場所】	不二サッシ株式会社 東京支店 （東京都品川区西五反田四丁目32番1号（東京日産西五反田ビル2号館）） 不二サッシ株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市浪速区湊町一丁目4番38号（近鉄新難波ビル）） 不二サッシ株式会社 関東支店 （埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目5番5号（北浦和大栄ビル4階）） 不二サッシ株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市東区泉一丁目9番22号（名古屋BXビル7階）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年6月27日に提出いたしました第38期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社は、当社の連結子会社である関西不二サッシ株式会社（以下、関西不二）において、不適切な会計処理を行っていたことが判明し、2020年1月16日に当社と利害関係を有しない弁護士および公認会計士、ならびに社外役員をメンバーとする調査委員会を設置し、全容の解明および原因究明ならびに同様の事象の有無について調査を進めてまいりました。

2020年3月13日に受領した同委員会による調査結果を踏まえ、当社は2019年3月期の有価証券報告書ならびに2020年3月期第1四半期および第2四半期の四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件は、関西不二において、事前に当社に申請すべき社内手続きを経ずに資産の購入や経費を使用し、かつ資本的支出を経費処理し、また、関西不二の利益平準化を図るため原価操作などの不適切な会計処理が行われておりました。

これらの事実は、関西不二現代表取締役社長および前代表取締役社長の経営トップとしての資質の欠如ならびにコンプライアンス意識の欠如、会計処理を行う際の業務プロセス上の問題、子会社から親会社への相談および報告義務意識の欠落、また、親会社の連結子会社に対する管理・監督の一部不十分によって発生したものと認識しております。

以上のことから、当社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の開示すべき重要な不備については、訂正事項の判明が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日までに是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項はすべて連結財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を訂正するために、調査報告書の提言に沿った再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。